

**藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり条例
解説（第1版）**

令和6年4月

藤枝市 地域包括ケア推進課

➤ 前文

今日、認知症に関する社会の考え方（以下「認知症観」という。）が大きく変わってきています。令和6年1月1日には国による法整備がなされ、認知症の人がその個性と能力を発揮し、社会の対等な構成員として、ともに活躍し支え合う、新しい認知症観に基づく共生社会の実現に向けた取組が推進されています。

藤枝市においても、「認知症の人とともに築く地域づくり」を認知症施策の基本とし、認知症の人同士が集い自らの体験や希望を語り合う機会や認知症の人がその姿と声を通じて、認知症とともに暮らす中での思いや考えを発信する機会の創出に取り組んでおり、認知症の人が暮らしやすいまちづくりに必要な役割を担っています。認知症の人を含む全ての市民等が世代や立場を超えて、共に創る共生社会の実現を目指し、中長期的に認知症施策を推進するため、この条例を制定します。

解説

- ◇ 令和6年1月1日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。この法律は「認知症の人を支援する」ための法律ではなく、認知症の人、これから認知症になるかもしれない人、子どもから大人まで全ての人が一人の人として尊重され、支え合い、ともによりよく生きることができるとする社会をつくっていくための法律です。
- ◇ 本市では「認知症の人とともに築く地域づくり」を認知症施策の基本として、認知症の人の視点や声を施策に反映し、医療・介護分野のみならず、認知症の人や家族、認知症の人に優しいお店・事業所とも協働し認知症施策に取り組んできました。認知症の人がさまざまな場面や方法で、認知症になったからこそ分かることや、気づいたことを発信する機会が増えており、認知症とともに生きることへの理解や、認知症とともによりよく生きるための備えに繋がっています。
- ◇ 高齢化率の高まる今日において、本市でも令和22（2040）年には、高齢化率が37.6%まで上昇し、認知症の人が増加することが見込まれております。認知症は誰もがなる可能性があり、全ての人にとって身近なものとなっています。
- ◇ 今認知症とともに生きる人、そしてこれから認知症になるかもしれない人、子どもから大人まで全ての市民が世代や立場を超えて、力を活かし、共に創る共生社会の実現を目指し、中長期的なビジョンで発展的に認知症施策を推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市が行う共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づく認知症施策（以下「認知症施策」という。）の基本理念、市の責務並びに市民等、事業者及び関係機関等（以下「多様な主体」という。）の役割その他の認知症施策の基本となる事項を定めることにより、全ての市民等が安心して認知症とともに生きることができるまちづくりを共創により推進することを図り、もって全ての市民等が個性と能力を発揮し、自分らしく暮らすことができる活力ある共生社会の実現に寄与することを目的とする。

解説

- ◇ 条例の目的は、全ての市民が安心して認知症とともに生きることができるまちづくりを、一人ひとりがそれぞれの個性と能力を発揮し、創意工夫により新たな発想や取組、仕組みを創出する「共創」により推進することで、誰もが自分らしく暮らすことができる活力ある社会を創っていくことです。
- ◇ 条例の目的を達成するための認知症施策の基本となる理念を定め、市のやるべきこと、認知症の人を含む全ての市民や会社等を営む事業者、医療や介護等で認知症の人の支援に携わる関係機関等の役割を示しました。
- ◇ 全ての市民が安心して認知症とともに生きることができるまちづくりに向けて、それぞれが力を活かしながら、世代や立場を越えて、共創することにより、一人ひとりが個性と能力を発揮し、自分らしく暮らすことができる活力ある共生社会の実現に繋がっていくと考えています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 法第2条に規定する認知症をいう。
- (2) 市民等 市内に居住、通勤又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (4) 関係機関等 医療、介護、福祉、保健、法律その他の生活に関連するサービスであって、認知症の人の支援となるものに携わる機関又は事業者をいう。
- (5) 共創 市及び多様な主体がそれぞれの個性と能力を發揮し、創意工夫により新たな発想や取組、仕組みを創出することをいう。

解説

- ◇ 「**認知症**」は、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいいます。
- ◇ 「**市民等**」は、この条例における市民は市内に居住する人だけでなく、多様な人と協働して認知症施策を推進していくため、通勤・通学する人を「市民等」として定義づけています。
- ◇ 「**事業者**」は、(4) 関係機関等を含めた、市内で事業活動を行う個人や法人又は団体をいいます。
- ◇ 「**関係機関等**」は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域包括支援センターなど、市内で医療・介護・福祉・保健など認知症の人の支援に携わる機関や、市内で医療・介護・福祉に携わっている事業者をいいます。法律に関する事業を行う事業所は、弁護士や司法書士などの成年後見制度等の法制度に関わる事業所をいいます。
- ◇ 「**共創**」は市民等、事業者、関係機関等が世代や立場を越えて、それぞれの個性と能力を發揮し、創意工夫により新たな発想、取組、仕組みを創出することをいいます。

(基本理念)

第3条 認知症施策を推進するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、その個性と能力を十分に発揮し、様々なことに挑戦し、自分らしく暮らし続けること。
- (2) 認知症とともに生きることへの多様な主体の理解を深め、世代や立場を超えて、全ての市民が暮らしやすいまちを共創すること。

解説

- ◇ 本条例の目的を踏まえた認知症施策の基本となる理念を示しています。
- ◇ 第1号では、どのような年代や診断名、状態であっても、どこで暮らしていても、全ての認知症の人が基本的人権を持つ個人として、その個性と能力を十分に発揮し、様々なことに挑戦し、自分らしく暮らし続けることを示しています。
認知症の人が基本的人権を持つ個人として、自分らしく暮らし続けることは、安心して認知症とともに生きることができるまちづくりに重要なことであり、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本理念の根幹にもなっています。
※参考：「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」
第3条 1 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。
- ◇ 第2号では、認知症とともに生きることへの多様な主体の理解を深め、多様な主体が世代や立場を超えて、全ての市民が暮らしやすいまちに向けて、それぞれの個性と能力を発揮し、創意工夫により新たな発想、取組、仕組みを創出（共創）することを示しています。
- ◇ 認知症は誰もがなる可能性があり、認知症の人や家族だけでなく、多様な主体が自分事として、共創によりまちづくりを推進していくことが重要であると考えています。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、認知症施策の実施に当たり、常に認知症の人の視点に立ち、認知症の人並びにその家族及び認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）の意見を聴き、法第13条の規定に基づく計画の策定、その実施及び評価をするものとする。

解説

- ◇ 全ての市民等が個性と能力を発揮し、自分らしく暮らすことができる活力ある共生社会の実現に向けて市のやるべきことを定めています。
- ◇ 第1項では、市が基本理念を基に、共創により認知症施策を中・長期的なビジョンで総合的に推進することを定めています。
- ◇ 第2項では、市は認知症施策の実施にあたり、常に認知症の人の視点に立つことや、認知症の人や家族等の意見を聴き、認知症の人が参画した上で、計画の策定や認知症施策の実施、評価を行うことを定めています。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、認知症とともによりよく暮らすための備えとして、認知症に関する正しい知識及び認知症の人の発信をもとに認知症の人に関する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 認知症の人を含む全ての市民等は、相互に支え合い安心して社会参加を継続できるよう努めるものとする。

3 認知症の人は、多様な主体が認知症とともに生きることへの理解を深めることができるよう自らの意思に基づき、経験、思い及び考えを発信するよう努めるものとする。

解説

- ◇ 市民等の役割について示しています。
- ◇ 認知症になってからもよりよく暮らし続けるための備えとして、認知症になる前から認知症について知り、認知症の人の声や姿から、認知症とともに生きることへの理解を深めることが大切です。
- ◇ 本条例の市民等には認知症の人を含む全ての市民等を指していますが、その中でも第3項では、認知症の人の役割を示しています。認知症とともに生きることへの理解を深めるためには、認知症の人の声を聴くことが重要であり、安心して認知症とともに生きることができるまちづくりを共創により進めていく上で、認知症の人の経験や考えが必要不可欠であり、重要な役割であるためです。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その従業員が認知症とともに生きることへの理解を深めるために必要な教育や研修その他の学びの機会を設けるとともに、サービスの提供に当たり、認知症の人の意向を重視し、必要かつ合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人及び家族等の状態に応じて、働きやすい環境を整備し、その雇用の継続に配慮するよう努めるものとする。

解説

◇ 事業者の役割について示しています。

◇ 事業者は私たちの暮らしにとって大変身近な存在です。

認知症の人は、お金の支払いやセルフレジなどの機械の操作、交通機関の利用など、生活のさまざまな場面でバリア（障壁）があり、生活のしづらさや社会参加の機会の減少に繋がっています。

第1項では、事業者は従業員が研修や認知症の人との関わりなどを通じて認知症について学ぶ機会を設け、認知症の人の声や視点から認知症とともに生きることへの理解を深め、認知症の人と関わる際には、一人ひとりの意向を重視し、必要かつ合理的な配慮[※]や対応を行うことが望まれます。

※合理的な配慮（合理的配慮）とは

合理的配慮の提供は障害者差別解消法に定められています。

日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、障害のない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう場合があります。

このような場合には、障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を求めています。合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対処案を検討していくことが重要です。

◇ 第2項では認知症の人や家族等の雇用の継続についての配慮を定めています。

従業員が65歳未満の働き盛りで若年性認知症と診断されることもあり、仕事や生活に影響することがあります。事業者が認知症について正しい知識を持ち、必要な

配慮を行うことで、雇用を継続していくことが可能です。

また、働き世代の介護者も多く、介護離職は重大な問題であり、仕事と介護の両立が課題となっています。従業員が研修等により、認知症とともに生きることへの理解を深めることを通じて、地域包括支援センター等の相談窓口についても知っておくことや、事業者は家族等が働きながら仕事と介護を両立できるよう、介護状況に応じた就労の継続についての配慮が望まれます。

(関係機関等の役割)

第7条 関係機関等は、認知症の人の状態と意向に応じて適切なサービスを受けることができるよう相互の連携に努めるとともに、認知症の人及び家族等が、適切なサービスを選択することができるよう必要な情報の提供に努めるものとする。

解説

- ◇ 関係機関等の役割について示しています。
- ◇ 関係機関等は認知症の人の暮らしをサポートする重要な存在です。
関係機関等は、認知症の人がその状態と意向に応じて適切なサービスを受けることができるよう情報共有や相互の連携を図ることや、認知症の人や家族等が、医療や介護、福祉に関するサービスについてしっかりと把握し選択することができるよう、専門的知識に基づき丁寧な情報提供を行うことが求められます。
- ◇ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本理念にも、「認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。」ことが定められており、「良質かつ適切」の根幹に、本人の意向の十分な尊重が不可欠であることの理解を全ての人が深め、その実効力を高めることが重要であることが示されています。

(認知症とともに生きることへの理解の促進)

第8条 市は、多様な主体が認知症とともに生きることへの理解を深めるために、認知症の人の経験及び思い、考えその他の共創のために必要なことを発信し、認知症について学ぶことができる機会の創出に努めるものとする。

解説

- ◇ 多様な主体が認知症とともに生きることへの理解を深めるために市が取組むことを定めています。
- ◇ 多様な主体が認知症とともに生きることへの理解を深めるためには、認知症に関する知識や情報だけでなく、前向きに自分らしく暮らす認知症の人の姿や声を通じて新しい認知症観を伝えていくことが効果的であり、本人発信を基とする普及啓発に取り組んでいきます。
また、共創によるまちづくりをより一層推進するために、多様な主体が取組んでいる活動等の好事例等の発信についても積極的に取り組んでいきます。
- ◇ 研修や広報媒体を活用して多様な方法で発信し、子どもから大人まで全ての市民が認知症について学ぶことができる機会を創出していきます。

(社会参加及び社会参画のための環境の整備)

第9条 市は、認知症の人の視点に立ち、認知症の人が生活する上で障壁となるものをなくし、安全かつ安心して社会参加及び社会参画ができる認知症バリアフリーな環境の整備に努めるものとする。

2 市は、家族等が働きやすい環境及び健康でよりよく暮らし続けるための環境の整備に努めるものとする。

解説

- ◇ 認知症の人及び家族等の社会参加及び社会参画の促進のために市が取り組むことを定めています。
- ◇ 認知症の人は、日常生活や社会生活のさまざまな場面にバリア(障壁)があり、生活のしづらさや社会参加の機会の減少に繋がっています。
認知症の人の暮らしの中でのバリア(障壁)については、認知症の人でないと気づかないことや分からないことが多くあり、バリア(障壁)の解消を進めていくため、認知症の人の経験や気づきが必要不可欠です。
認知症の人の声を丁寧に聞きながら、共創により認知症バリアフリーな環境を整え、認知症の人が安心して社会参加や社会参画ができる環境を整えていくための取組を行います。認知症バリアフリーの推進は、認知症の人だけでなく、だれもが暮らしやすいまちづくりに繋がっていくと考えています。
- ◇ 家族等は、介護により自分の仕事や生活に影響が及ぶことがあり、家族等が自分の暮らしを大切にできる環境を整えていくことが必要です。
市は、多様な主体と協働し、家族等が仕事と介護を両立しやすい環境や、適切な相談支援につながる体制を整えるとともに、家族等の声を丁寧に聞きながら、介護を行いつつも、自分の健康や暮らしを大切にできる環境を整えていくための取組を行います。
- ◇ 高齢化の進展に伴い、日本全体でビジネスケアラ（仕事をしながら家族等の介護に従事する者）の数が増加しており、2030年には介護者の約4割がビジネスケアラとなることが予測されています。「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正も検討されており、企業における取組の推進を求められているため、より一層事業者や関係機関等との連携により取組を進めていく必要があります。

(藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会)

第10条 市は、この条例に基づき安心して認知症とともに生きることができ
るまちづくりを共創により推進するために、必要な事項の調査及び審議を行うため、
認知症の人及び家族等が参画した藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづく
り委員会（以下「委員会」という。次項において同じ。）を設置する。

2 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で
定める。

解説

- ◇ 認知症とともに生きることができ
るまちづくりを共創により推進するために、藤枝
市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会の設置について定めています。
組織及び運営に関し必要な事項については、別に規則で定めています。

(その他の事項)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市
長が別に定める。

解説

- ◇ この条例の施行について必要となる事務の詳細は別途定めます。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

解説

- ◇ この条例は、公布の日から施行します。

➤ 認知症とともに生きる共創のまちづくり条例策定段階における意見

認知症の人の意見や、市民を対象に実施した「認知症に関する意識調査」の結果を基に条例をつくりました。

認知症の人の声

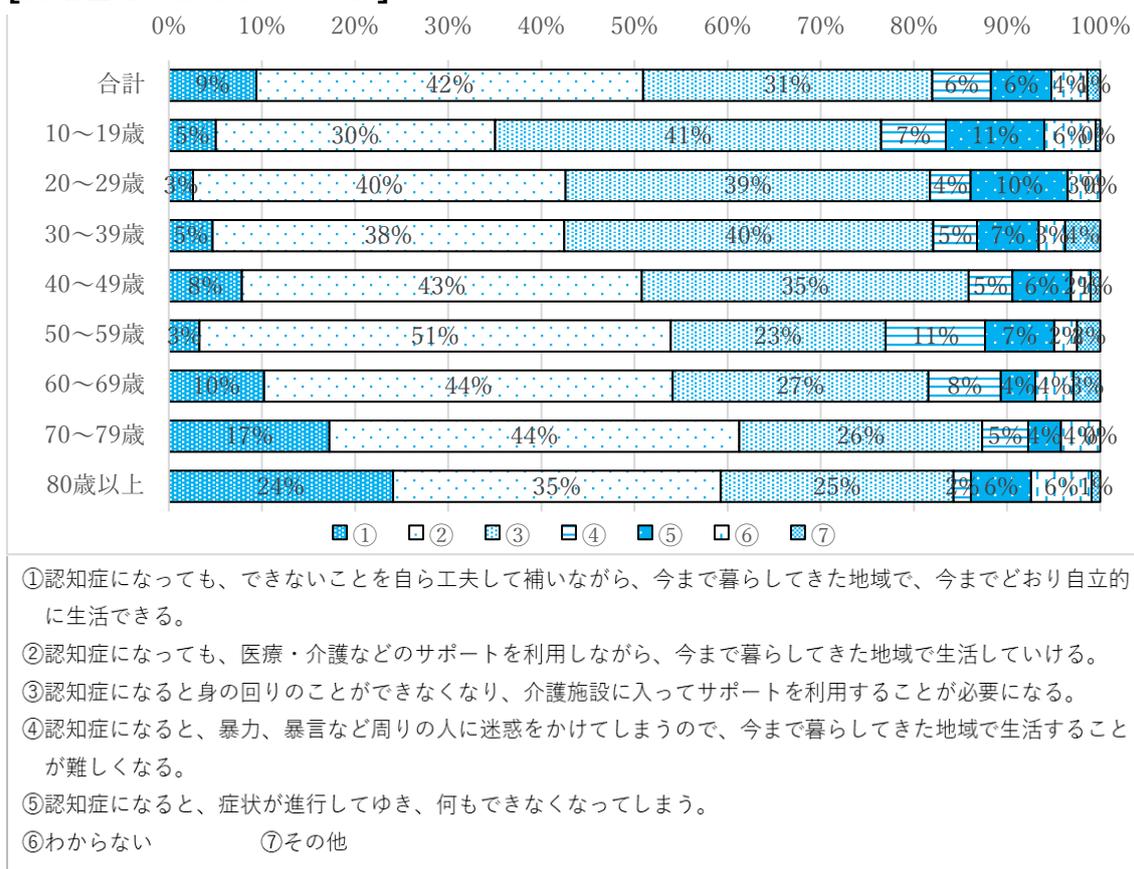
- ・今できることをやっていきたい。自分の力で生きていきたい。
- ・認知症だからといって何もできないわけじゃない。
ミスをしたらそこで初めて気づきが出てくる。
全てが全て周りの人に手伝ってもらいたいわけじゃない。
- ・自分は絶対に（認知症に）なりたくないと思うわけじゃんね。
でも、そう思ってもなる人はなっちゃうんですね。
自分もなることがあるんだっていうのはやっぱ分かってほしい。
- ・一番怖いのは先入観。
認知症だからと周りが決めつけると氣力を失くしてしまう。
- ・簡単なことしかやらせてもらえないことがある。
相手は良かれと思ってのことだけど、本人は自分でやりたいだよ。
- ・（認知症に）なってみて分かることがある。
バリアフリーと言っても自分から見ると進んでいないと思う。
（生活のしづらさは）本当に細かいことなんだよ。
- ・認知症になって普通の仕事ができなくなって会社に迷惑をかけた。悔しい思いもあった。仕事をしている限り会社のプラスになりたい。
- ・診断されたときはもう駄目だと思った。人には言えないと思っていた。自分たちの中にも認知症について偏見があると思った。
- ・周りの人たちは認知症の人に対して、助けてやりたい、こうしてやれば良い、こうしてやるべきだ、と思うことがあるようだが、自分たちからすると申し訳ない気持ちになる。普通の人と接するように接してほしい。特別な人と思われると生活しづらい。
- ・人の役に立ちたい。今までのことを活かして楽しく過ごしたい。
- ・できないこともあるが工夫をすればできることもある。

認知症に関する意識調査より

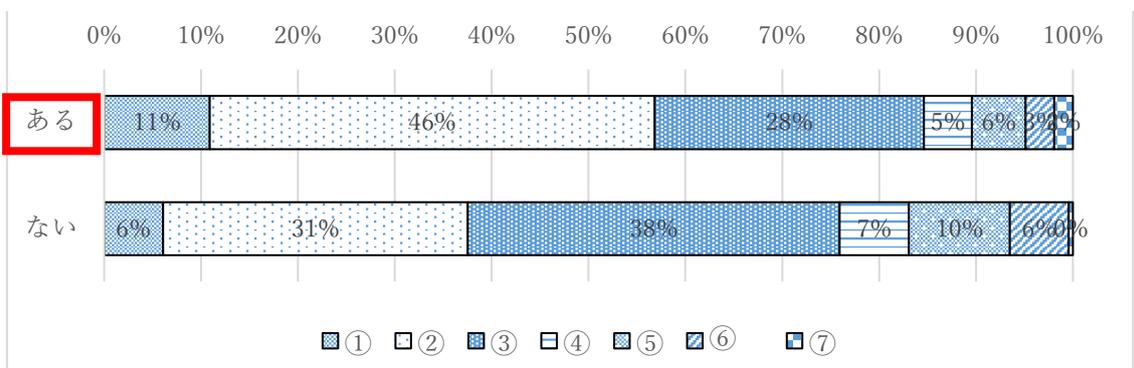
[調査概要]

- ・調査対象者：藤枝市内に居住、在学、在勤する者
- ・回答者数：1,508名

[認知症に対してのイメージ]

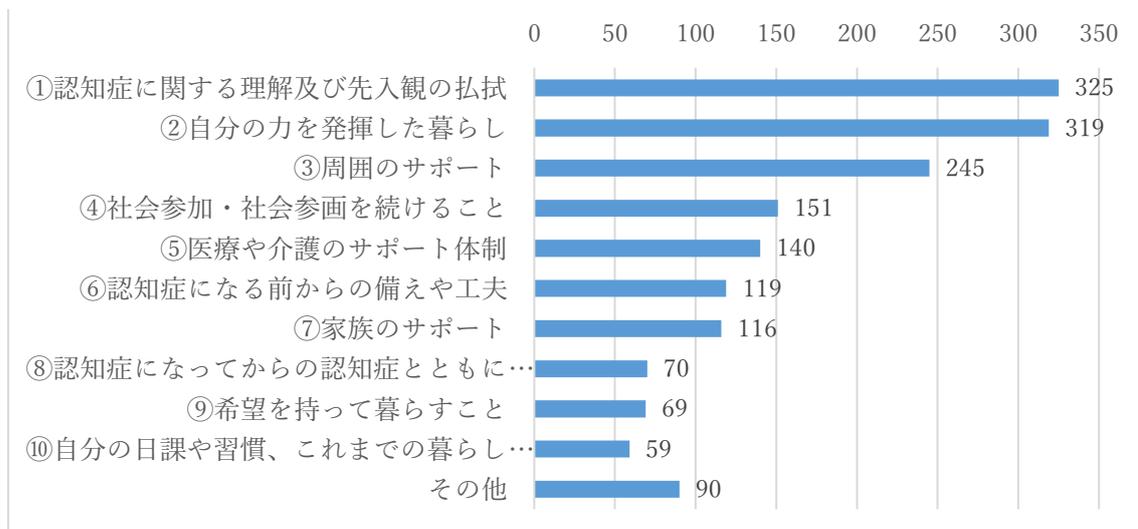


[認知症の人と接する（した）ことと認知症のイメージについて]



- ・認知症の人と接する（した）ことが「ある」人は、「認知症になっても、医療・介護などのサポートを利用しながら、今まで暮らしてきた地域で生活していける」と答えた人の割合が高い。

[認知症になってからも、自分らしく暮らし続けるために必要だと思うこと]



①認知症に関する理解及び先入観の払拭

- ・周りの理解が必要だと思う。認知症に対してあまりよくないイメージを持っている人が多い気がする。だからこそイメージを変えて理解を得る必要があると思う。
- ・小中高生に福祉を学ぶ機会を作る。単発ではなく、小学生、中学生、高校生と学ぶ内容を段階的に積み上げていく。介護を担う人材不足にも効果があるのではないかなと思う。地域で自分らしく暮らすために、地域で育ってきた子どもたちが成長して、必要とする支援を担ってくれたら嬉しい。
- ・「私認知症になったんだ」と自分のことを言いやすい文化の醸成。「私認知症なんです」と自ら言う人が何人かでもいれば、そのような文化も育つかも说不定。

②自分の力を発揮した暮らし

- ・自分でできることは、最後までやる。(この気持ちが大切だと思っています。)
- ・周りに助けを求められる人になること。
- ・認知症だから仕方がないのではなく、出来ることを諦めずにやるのが大事。周りの人も全てをやってあげるのではなく意見を尊重しながらサポートしていくべきだと思う。

③周囲のサポート

- ・周りからのサポートがあれば病状が進行していても不安になることが少なくなると思う。初期状態の時から周りにサポートしてもらおう。
- ・家族の責任にするのではなく、みんなで支援する気持ちが共有できると良い。
- ・周囲(家族、職場、近所)の理解や協力。気軽に相談できる人がいること。

④社会参加・社会参画を続けること

- ・家に閉じこもらず、近所で話せる人を増やす。

- ・自分にもできると思うことを積極的に行って、少しでも社会に貢献していくことが必要だと思います。
- ・人との繋がりを大切にしたい。笑顔を絶やしたくない。

⑤医療や介護のサポート体制

- ・相談できる窓口と寄り添ってくれる支援者がいる環境。
- ・症状が進行せず変わらず生活できればよいが、進行をおさえたり進行した場合の対処法など、専門家の意見や助言が必要だと思います。
- ・身の回りのことや買い物等の外出が安全にできるサポートをしてもらう人が必要。

⑥認知症になる前からの備えや工夫

- ・なる前からなった後でも困らないような生活習慣（GPS 付き携帯を常に持ち歩く等）をつけておいたり、なった後はどうするかを家族と相談しておく。
- ・認知症の人と接してみる。
- ・自分は何が好きなのか等忘れてしまわないようにメモ等することで介護してくれる人にも伝えることができる。

⑦家族のサポート

- ・自分の力だけでなく家族の力を借りる。
- ・サポートする家族にも自分の人生があり、それを楽しめる状況でないと、認知症の人を支え続ける事が難しい。
- ・家族がいるならば家族の仕事と介護が出来る両立を行政が支える制度が必要。

⑧認知症になってからの認知症とともに生きる意識

- ・認知症になったなら 私は認知症になったと 皆さんに伝えたいと思っています。
- ・自分の症状と今後の症状の進行について見通しをもつこと。認知症と一緒に行く心構え。

⑨希望を持って暮らすこと

- ・忘れることを恐れずにこれからの生活を楽しみに生きる。
- ・なってしまった際、「もう自分は何もできない」等マイナスな面だけを考えるのではなく、周りの理解や協力を得ながらできることをしていこうという前向きな気持ちが大切。
- ・尊厳と希望を持って認知症と共に生きていきたい。

⑩日課や習慣、これまでの暮らしを大切にす。

- ・趣味を続けたり友達や家族と今までどおり過ごすこと。
- ・趣味を続けることや住んでいる環境を大きく変えないこと。
- ・日々、家事や散歩、コミュニケーションの日課を大切にしたい。
- ・工夫をして普段どおりに生活が送れるよう努力することが必要だと思う。

藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり条例

解説（第1版）

令和6年4月

<発行・編集>

藤枝市 健康福祉部 地域包括ケア推進課